

一 般 競 争 入 札 公 告

科学技術・学術政策研究所において、下記のとおり一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 不正アクセスリアルタイム防御及び監視業務
- (2) 履行期限 入札説明書のとおり
- (3) 履行場所 入札説明書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和2年度に「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 入札関係書類の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出した者であること。但し、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は、この限りではない。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 入札関係書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所
郵便番号 100-0013
所在地 東京都千代田区霞が関3-2-2中央合同庁舎第7号館東館16階
機 関 名 科学技術・学術政策研究所総務課経理係
電話番号 03-3581-2391
- (2) 入札説明会の日時及び場所
令和2年2月20日（木）15時00分
科学技術・学術政策研究所小会議室（中央合同庁舎第7号館東館16V）
- (3) 入札書及び入札関係書類の受領期限
令和2年3月6日（金）12時00分
- (4) 開札の日時及び場所
令和2年3月12日（木）16時30分
科学技術・学術政策研究所小会議室（中央合同庁舎第7号館東館16V）

4 入札保証金

免除する。

5 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しない者の提出した入札書、その他文部科学省発注工事請負等契約規則第11条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
- (2) 2（2）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

6 その他

本件の入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとする。

以上公告する。

令和2年2月12日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長
磯谷 桂介

(別添)

仕 様 書

1. 件 名

不正アクセスリアルタイム防御及び監視業務

2. 目 的

科学技術・学術政策研究所ネットワークに対する不正アクセスを監視、防御すると同時に、科学技術政策研究所ネットワークから外部のネットワークへの不正アクセスを監視、防御することを目的とする。

3. 契約期間

令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日

4. 実施場所

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館東館16階

科学技術・学術政策研究所

5. 業務内容

科学技術・学術政策研究所（以下、「当研究所」という。）において別途調達されている不正アクセス防御装置について、以下の（1）～（2）の作業を実施すること。

（1）不正アクセスリアルタイム防御業務

不正アクセス防御装置より出力されるログを、専門の知識を持ったセキュリティアナリストが24時間365日リアルタイムで分析し、インシデント情報の報告を行うこと。日々の防御状況はポータルサイト等にて確認できるものとする。

a. 不正アクセス防御装置の運用委託

①ベンダーの提供するシグネチャのみならず、当研究所のネットワークに即した独自のシグネチャを提供すること。

②不正侵入の影響が懸念される脆弱性の発見や攻撃プログラムの存在が発見された際に、その影響に対応するシグネチャを導入すること。

③ウイルスの検体取得後、48時間以内にその影響に対するシグネチャを導入する体制であること。

④研究所の指定するサーバ（5台以下、5ポート以下）について24時間体制

の死活監視を行うこと。

⑤インシデント発生時には、インシデントの重要度（不正アクセスの成功や可能性がある場合、不正アクセスの防御の成功を確認できない場合）に応じて15分以内に当研究所担当者へ通報を行う体制であること。

⑥当研究所専用のWebサイトを準備、発生したインシデント状況や過去の統計情報を提供すること。

⑦セキュリティインシデント情報や不正侵入が試みられた傾向をまとめたレポートを月に1度提出すること。

⑧請負者は、年2回（5月、11月）行われる法定点検に伴う停電について、当研究所の個別システム請負者や文部科学省等関係機関及び関係事業者と調整の上、状況に応じた詳細なスケジュールを作成し、機器等の停止及び起動を実施すること。

b. 障害対応

不正アクセス防御装置の障害発生の通報を当研究所担当職員から受けた場合、速やかに以下の対応をとること。

①必要に応じて、対応要員を派遣し、障害状況を確認し、障害箇所を切り分けて、必要な対応をとること。

②障害によるデータ等の破損がある場合、障害の回復後直ちに、システムの復旧及びバックアップからのデータのリカバリ作業を行うこと。

c. 設定変更作業

①当研究所と監視センターとを接続する専用の回線を請負者の負担で用意すること。

②当研究所既設のファイアウォールの設定を変更し、監視センターと接続を行うこと。

d. 当研究所で稼働中のIPS機器運用業務

当研究所から外部へのアウトパウンドトラフィックについて監視を行えるようIPSより抽出可能なログデータから下記を月に一度実施すること。

①IPSログの調査

②調査に関する報告

(2) 標的型攻撃監視業務

標的型攻撃対策とし、通信のふるまいを検知する為のマルウェア監視センサーを設置し、マルウェア通信を監視する。閾値を超える検知があった場合に通知すること。重大な検知については、監視装置のみでなく、専門の知識を持ったセキュリティアナリストが分析すること。日々の検知状況はポータルサイト等にて確認できるものとする。

a. マルウェア監視センサーの運用委託

- ①センサーは請負者が準備し、設置、設定作業を行うこと。
- ②ウイルス感染が疑われる端末のアドレス等を検知した場合、当研究所担当者に通知すること。
- ③インシデント発生時には、インシデントの重要度に応じて当研究所担当者へ通報を行う体制であること。
- ④重要度の高いインシデントについては、センサーの検知内容を専門のセキュリティアナリストが分析して通知すること。また、当研究所専用のポータルサイトを準備、発生したインシデント状況や過去の統計情報を提供すること。
- ⑤請負者は、年2回（5月、11月）行われる法定点検に伴う停電について、当研究所の個別システム請負者や文部科学省等関係機関及び関係事業者と調整の上、状況に応じた詳細なスケジュールを作成し、機器等の停止及び起動を実施すること。

b. 障害対応

センサーの障害発生の通報を当研究所担当職員から受けた場合、速やかに以下の対応をとること。

- ①必要に応じて、対応要員を派遣し、障害状況を確認し、障害箇所を切り分けて、必要な対応をとること。
- ②障害によるデータ等の破損がある場合、障害の回復後直ちに、システムの復旧及びバックアップからのデータのリカバリ作業を行うこと。

7. 資材等の調達

本件作業上必要となる資材、機器、ソフトウェア等は、請負者の負担で調達すること。但し、当研究所が貸与する物件については、この限りではない。

8. 貸与物件

本件作業上において、以下の物件を、本件作業期間内に限り貸与する。これらの貸与物件は、本件作業終了後、直ちに当研究所に返還すること。

なお、請負者の作業において必要な場合、当研究所の事前承認を得た上で、貸与物件の複製物を作成することは妨げないが、作成した複製物についても、本件作業終了後、直ちに当研究所に返還すること。

- (1) 当研究所ネットワークシステム設計書及び操作マニュアル
- (2) 各機器を操作するために必要なアカウント

9. 守秘義務

請負者は、本件に係る一切の物件、情報を第三者に公開、貸与、もしくは譲渡して

はならない。なお、本条件は作業終了後においても同様とする。

10. 納品物の帰属

納品物件及び本件作業による副産物に係る一切の権利は、当研究所に帰属する。

11. 引継要件

- (1) 本業務の請負期間満了の際、請負者変更が生じた場合は、次期業務請負者に対し、当該業務の開始日までに業務の引継ぎを行うこと。
- (2) 科学技術・学術政策研究所は、当該引継ぎ等が円滑に実施されるよう、請負者及び次期業務請負者に対して必要な協力を行うものとする。
- (3) 当該引継ぎに必要な経費は、請負者が負担すること。

12. その他

- (1) ISO27001 / ISMS 認証を取得しているか、同等の情報セキュリティ管理システムを確立していること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、24時間365日体制による不正侵入監視を行える監視センターを備えている、もしくはこれと同等の監視体制を整えていること。なお、当該監視業務は情報セキュリティの観点から再委託は禁止する。
- (3) 本仕様に定める事項以外で疑義を生じた場合、当研究所担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

以上